

本パンフレットをご一読いただき、
この機会にぜひ加入・保障の見直しをご検討ください！

日本製鉄グループ てつのお守り 2025年

日本製鉄団体定期保険

のご案内

団体定期保険【契約概要・注意喚起情報】

団体定期保険の魅力

お手頃な保険料

まとまった人数で加入することにより、お手頃な保険料で保障が準備できます。

医師の診査は不要

医師の診査はなく、告知項目に該当がなければお申込みいただけます。

剰余金があれば配当金も！

1年ごとに収支計算を行い、
剰余金があれば配当金が支払われます。
<参考> 2023年 配当還付率 約44.1%※

※配当還付率は支払時期の前年度決算により決定しますので、
将来支払われる配当金額は現時点では確定しておりません。

ライフステージの変化に柔軟に対応

1年更新なので、毎年保障額を見直すことができます。

「ワークライフ・サポート制度」(団体定期保険料補助)が利用できます。(日本製鉄株式会社のみ)
詳しくは「利用マニュアル」をご参照ください。

申込締切日

2024年10月31日(木)

(加入日：2025年1月1日)

※お申込みはWebでのお手続きとなります。本パンフレット内にある「加入申込書」など「書面」でのお手続きに関する記載事項は、「Web申込」に読み替えて内容をご確認ください。

※原則、脱退は更新時のみとなります。

S-1

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、
ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただき
ご検討ください。

金融庁
公的保険ポータル



本パンフレットについて

■お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、本パンフレットをお渡ししています。

● 契約概要（P 1～P 6）

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・商品のしくみと特徴
- ・主なお支払理由と制限事項
- ・保険金額、保険料、保険期間 等

● 注意喚起情報（P 7～P 9）

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ・告知義務制度
- ・保障の開始時期
- ・保険金が支払われない場合 等

● 支払に関する補足説明（P 10～P 11）

保険金をお支払いする際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。

- ・保障内容の補足説明
- ・保険金の支払の具体例 等

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

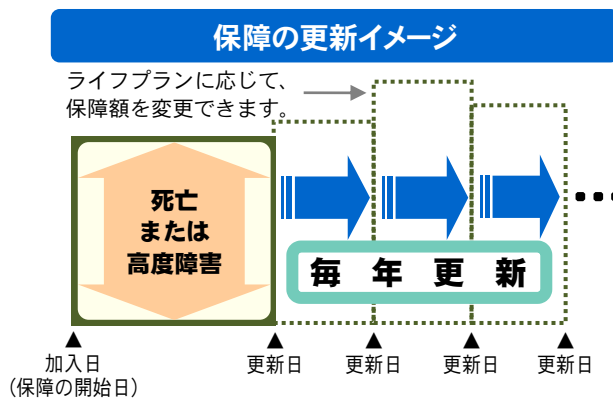
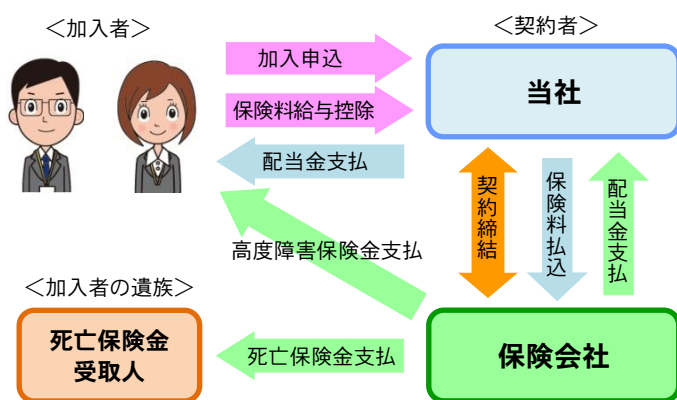


本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。

契約概要

① 団体定期保険のしくみ

- 役員・従業員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、当社（日本製鉄株式会社）が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。保険料は加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保険金額と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。



② 加入対象者

※年齢は2025年1月1日（更新日）現在の表示

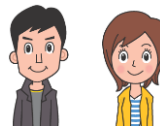
【本人】 日本製鉄(株)、日鉄エンジニアリング(株)の役員・従業員および再雇用者で
満14歳6か月超70歳6か月以下の方
(満55歳以上で退職した場合は、満70歳6か月以下まで継続加入できます。)

本人の加入がある場合以下の方が加入できます。

【配偶者】 本人の戸籍上の配偶者で
満18歳以上70歳6か月以下の方

【お子さま】 満2歳6か月超22歳6か月以下の方

※お子さまの範囲は、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定（主として本人により生計を維持するもの）を準用します。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P6 契約概要「加入に際しての留意事項」

③ 加入日（保障開始日）と保険期間

加入日(保障開始日)	毎月1日
保険期間	2025年1月1日 から 2025年12月31日 までの1年間 ※保険期間途中の加入者は、加入した日から上記保険期間末日までが、初年度の保険期間となります。 ※お申し出がない場合には、毎年更新日（保険期間末日の翌日）に自動更新されます。 ※保険期間途中でも保険金額を変更いただけます。（ただし10月～12月は変更できません。）

④ 支払われる保険金（保障の内容）

以下の保障がセットとなります。

保険金	支払対象となる場合	名称	
		本人・配偶者	お子さま
1 死亡保険金(注)	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	主契約	団体定期保険 こども特約
2 高度障害保険金(注)	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態(※)になられたとき		

(注) 死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が終了します。

なお、配偶者およびお子さまが加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者およびお子さまの保障も自動的に終了します。

(※)「高度障害状態」について

詳細

P10 支払に関する補足説明

上記の特約の名称について、本パンフレットの他の文中においては「団体定期保険」を省略して記載しています。



保険金が支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P8 注意喚起情報「⑤保険金が支払われない場合について」

⑤ 加入コースと保険料

～ ライフプランに合わせて保障の見直しができるよう。
 さまざまなコースをご用意しております ～

(1) 等の番号は、契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」に記載の保険金を示しています。


内容		保険金	本人										
死亡されたとき、または高度障害状態になられたとき		(1)または(2)	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
			5000	4500	4000	3500	3000	2700	2500	2200	2000	1800	1600
保 險 料 月 額 (円)	15歳～35歳 H1.7.2～H22.7.1生	男性	4,400	3,960	3,520	3,080	2,640	2,376	2,200	1,936	1,760	1,584	1,408
		女性	2,700	2,430	2,160	1,890	1,620	1,458	1,350	1,188	1,080	972	864
	36歳～40歳 S59.7.2～H1.7.1生	男性	6,765	6,089	5,412	4,736	4,059	3,653	3,383	2,977	2,706	2,435	2,165
		女性	5,863	5,276	4,690	4,104	3,518	3,166	2,931	2,580	2,345	2,111	1,876
	41歳～45歳 S54.7.2～S59.7.1生	男性	8,808	7,927	7,046	6,165	5,285	4,756	4,404	3,875	3,523	3,171	2,818
		女性	6,955	6,260	5,564	4,869	4,173	3,756	3,478	3,060	2,782	2,504	2,226
	46歳～50歳 S49.7.2～S54.7.1生	男性	12,960	11,664	10,368	9,072	7,776	6,998	6,480	5,702	5,184	4,666	4,147
		女性	10,350	9,315	8,280	7,245	6,210	5,589	5,175	4,554	4,140	3,726	3,312
	51歳～55歳 S44.7.2～S49.7.1生	男性	17,775	15,998	14,220	12,443	10,665	9,599	8,888	7,821	7,110	6,399	5,688
		女性	13,140	11,826	10,512	9,198	7,884	7,096	6,570	5,782	5,256	4,730	4,205
56歳～60歳 S39.7.2～S44.7.1生	男性	24,880	22,392	19,904	17,416	14,928	13,435	12,440	10,947	9,952	8,957	7,962	
	女性	17,240	15,516	13,792	12,068	10,344	9,310	8,620	7,586	6,896	6,206	5,517	
61歳～65歳 S34.7.2～S39.7.1生	男性	34,315	30,884	27,452	24,021	20,589	18,530	17,158	15,099	13,726	12,353	10,981	
	女性	21,925	19,733	17,540	15,348	13,155	11,840	10,963	9,647	8,770	7,893	7,016	
66歳～70歳 S29.7.2～S34.7.1生	男性	加入できません					28,254	25,429	23,545	20,720	18,836	16,952	15,069
	女性	加入できません					16,095	14,486	13,413	11,803	10,730	9,657	8,584

内容		保険金	本人										
死亡されたとき、または高度障害状態になられたとき		(1)または(2)	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
			1500	1400	1200	1000	800	600	500	400	250	200	100
保 險 料 月 額 (円)	15歳～35歳 H1.7.2～H22.7.1生	男性	1,320	1,232	1,056	880	704	528	440	352	220	176	88
		女性	810	756	648	540	432	324	270	216	135	108	54
	36歳～40歳 S59.7.2～H1.7.1生	男性	2,030	1,894	1,624	1,353	1,082	812	677	541	336	271	135
		女性	1,759	1,642	1,407	1,173	938	704	586	469	291	235	117
	41歳～45歳 S54.7.2～S59.7.1生	男性	2,642	2,466	2,114	1,762	1,409	1,057	881	705	438	352	176
		女性	2,087	1,947	1,669	1,391	1,113	835	696	556	346	278	139
	46歳～50歳 S49.7.2～S54.7.1生	男性	3,888	3,629	3,110	2,592	2,074	1,555	1,296	1,037	648	518	259
		女性	3,105	2,898	2,484	2,070	1,656	1,242	1,035	828	518	414	207
	51歳～55歳 S44.7.2～S49.7.1生	男性	5,333	4,977	4,266	3,555	2,844	2,133	1,778	1,422	889	711	356
		女性	3,942	3,679	3,154	2,628	2,102	1,577	1,314	1,051	657	526	263
56歳～60歳 S39.7.2～S44.7.1生	男性	7,464	6,966	5,971	4,976	3,981	2,986	2,488	1,990	1,244	995	498	
	女性	5,172	4,827	4,138	3,448	2,758	2,069	1,724	1,379	862	690	345	
61歳～65歳 S34.7.2～S39.7.1生	男性	10,295	9,608	8,236	6,863	5,490	4,118	3,432	2,745	1,716	1,373	686	
	女性	6,578	6,139	5,262	4,385	3,508	2,631	2,193	1,754	1,096	877	439	
66歳～70歳 S29.7.2～S34.7.1生	男性	14,127	13,185	11,302	9,418	7,534	5,651	4,709	3,767	2,355	1,884	942	
	女性	8,048	7,511	6,438	5,365	4,292	3,219	2,683	2,146	1,341	1,073	537	

内容		保険金	配偶者								
死亡されたとき、または高度障害状態になられたとき		1 または 2	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
			1000	800	600	500	400	300	250	200	100
保 険 料 月 額 (円)	18歳～35歳 H1.7.2～H19.1.2生	男性	880	704	528	440	352	264	220	176	88
		女性	540	432	324	270	216	162	135	108	54
	36歳～40歳 S59.7.2～H1.7.1生	男性	1,353	1,082	812	677	541	406	336	271	135
		女性	1,173	938	704	586	469	352	291	235	117
	41歳～45歳 S54.7.2～S59.7.1生	男性	1,762	1,409	1,057	881	705	528	438	352	176
		女性	1,391	1,113	835	696	556	417	346	278	139
	46歳～50歳 S49.7.2～S54.7.1生	男性	2,592	2,074	1,555	1,296	1,037	778	648	518	259
		女性	2,070	1,656	1,242	1,035	828	621	518	414	207
	51歳～55歳 S44.7.2～S49.7.1生	男性	3,555	2,844	2,133	1,778	1,422	1,067	889	711	356
		女性	2,628	2,102	1,577	1,314	1,051	788	657	526	263
	56歳～60歳 S39.7.2～S44.7.1生	男性	4,976	3,981	2,986	2,488	1,990	1,493	1,244	995	498
		女性	3,448	2,758	2,069	1,724	1,379	1,034	862	690	345
61歳～65歳 S34.7.2～S39.7.1生	男性	6,863	5,490	4,118	3,432	2,745	2,059	1,716	1,373	686	
	女性	4,385	3,508	2,631	2,193	1,754	1,316	1,096	877	439	
66歳～70歳 S29.7.2～S34.7.1生	男性	9,418	7,534	5,651	4,709	3,767	2,825	2,355	1,884	942	
	女性	5,365	4,292	3,219	2,683	2,146	1,610	1,341	1,073	537	

内容		保険金	お子さま		
死亡されたとき、または高度障害状態になられたとき		1 または 2	万円	万円	万円
			300	200	100
保険料月額 (円)	3歳～22歳 H14.7.2～R4.7.1生		1人につき 210	1人につき 140	1人につき 70

 加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。 詳細 P6 契約概要「加入に際しての留意事項」

-  **■記載の保険料は概算保険料です。**実際の保険料は、申込締切後に確定します。すでに保険料が給与から控除されている場合は、確定保険料との差額を精算します。ただし、お子さまの保険料は確定保険料となっています。
- 保険料は毎年更新日に見直されます。**
- 記載の年齢は、保険年齢を使用しています。**保険年齢は、更新日（2025年1月1日）現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。

退職後の取扱いについて

加入者が満55歳以上で退職した場合は、満70歳6か月以下まで継続加入できます。
ただし満65歳6か月超の方は加入最高保険金額が3000万円に制限されます。
(注) 退職者の新規加入・増額はできません。また脱退後の再加入はできません。
(注) 退職者が脱退した場合、配偶者・お子さまも脱退となります。

⑥ 保険金の受取人

加入者が指定された方（お子さまの保険金受取人は本人となります。）

本人について

P 2 契約概要「②加入対象者」

現在死亡保険金受取人を指定されていない場合は、加入者の配偶者、子（子が死亡している場合には、その直系卑属）、父母、祖父母、兄弟姉妹の順位に従って死亡保険金受取人とします。同順位の者が複数人いる場合は、その人数で等分するものとします。

※高度障害保険金は保障の対象となる方が受取人です。

⑦ 配当金

配当金は毎年団体ごとに保険期間（1年間）の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。



⑧ 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細

P 8 注意喚起情報「④この制度から脱退する場合について」

⑨ 引受保険会社

※2024年6月7日現在

下記の引受保険会社は、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社】

- ・住友生命保険相互会社 [事務幹事会社]
- ・日本生命保険相互会社
- ・第一生命保険株式会社
- ・富国生命保険相互会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社

※引受保険会社と引受割合は、今後変更することがあります。

⑩ 保険料の払込み

毎月の給与から控除されます。

満55歳以上の退職者については、12月末までの保険料を一括してお支払いとなります。

保険金の年金受取り

〈団体定期保険年金払特約〉

保険金の支払事由が生じたとき、保険金受取人の希望により、保険金の全額または一部を年金で受取ることができます（年金受取人は保険金受取人です）。

年金受取りのための原資を年金基金として設定します。詳しくは年金基金設定時に案内します。

- 確定年金で、5～25年（5年きざみ）の中から選択いただけます。
- 初年度年金年額が48万円未満となった場合は、一時金での支払いとなります。
- 年金の支払回数は年1回。定額型で初年度から最終年度まで同額です。

※お子さまコースは対象外です。



加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。
- 満65歳6か月超の方は、加入最高保険金額が3000万円に制限されます。
- 配偶者、お子さまが加入される場合は、以下の点にご留意ください。
 - ・配偶者、お子さまのみで加入することはできません。(本人の加入が必要です。)
 - ・本人より高い保険金額のコースには加入できません。
 - ・加入対象となるお子さまは、同一の保険金額で、全員お申込みください。

加入対象者について	P 2 契約概要「②加入対象者」
-----------	------------------

税務について

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2023年11月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

- 加入者が負担した保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）は以下の生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

主契約・こども特約保険料

一般生命保険料控除

- 保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。
 - ※配偶者またはお子さまについての死亡保険金を本人が受け取られた場合は一時所得となります。
 - ※配偶者の保険金受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがあります。
- 高度障害保険金を加入者自身が受け取られた場合は全額非課税となります。

注意喚起情報

※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当社（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 告知に関する重要事項について

健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者やお子さまが加入される場合には、告知に関する各重要事項について、全員に内容を周知してください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当社の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認ください、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。



正しく告知されないと保険金が支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金が支払われないことがあります。

この場合 ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。

- ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

③ 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当社の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

④ 加入後 この制度から脱退する場合について

- 死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。
 - 本人 退職（満55歳以上の退職者を除く）などで加入対象者ではなくなった場合
 - 配偶者・お子さま 本人が脱退された場合
 - 離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合（※）
 - （※）保険期間中に加入対象でなくなった**お子さま**は、保険期間最終日まで継続できます。
- 2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険（養老保険）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては当社担当者または次ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

⑤ 請求時 保険金が支払われない場合について

次のような場合には、**保険金が支払われないことがあります。**

（保険金を途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。）

- 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合
高度障害保険金のお支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。



- 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合
- 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合 ※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。
- 契約者、加入者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険金の下記免責事由に該当した場合

死亡保険金
高度障害保険金

- ・加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。
- ・契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害
- ・加入者の故意による高度障害
- ・戦争その他の変乱による死亡または高度障害

その他事例

P 1 1 保険金が支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例

⑥ 請求時 保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当社担当者または10ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。
- 保険金の円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されること**があります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>


⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（法人サービス室）

 **0120-357224**

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

- 証券番号：530201906
- 契約者名：日本製鉄株式会社

支払に関する補足説明

P 2 契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」に記載の「高度障害状態」について、以下のとおり補足説明します。

●高度障害状態【具体的事例】

1	完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
2	・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合 ・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合 ①食物摂取 ②排便・排尿 ③排便・排尿の後始末 ④衣服着脱 ⑤起居 ⑥歩行 ⑦入浴
4	両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
5	両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
6	片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
7	片方の手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。**

「高度障害状態」についての詳細は、下記の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！



詳細は住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金など
の手続きとお支払いガイドブック』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命
ホームページ



保障内容をお受取人の方にお伝えください！

詳細

P 2 契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」

■保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金のご請求は、勤務先の会社等を通じてのお手続きとなります。

ご加入内容から、「お支払事由」に該当する可能性がある場合は、勤務先の会社等に申し出てください。

ご不明な点がございましたら、契約者（団体）の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（団体保険支払室）

 **0120-307191**

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
（祝日・12月31日～1月3日を除く）

事例
1

高度障害保険金の支払い【高度障害状態】

高度障害保険金は、高度障害状態になられた場合に支払われます。

支払われる場合

加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しますので、支払われます。



支払われない場合

「脳梗塞」の後遺症として半身のまひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しないため、支払われません。

事例
2

死亡保険金の支払い【告知義務違反による解除】

加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をした場合、加入は告知義務違反のため解除となり、死亡保険金が支払われないことがあります。

詳細 P 7 注意喚起情報「②告知に関する重要事項について」

支払われない場合

加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入し、加入半年後に「慢性C型肝炎」を**原因とする「肝がん」**で死亡した場合。

告知義務違反のため解除となり、死亡保険金は支払われません。

支払われる場合

加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、加入半年後に「慢性C型肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」**で死亡した場合。

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、**因果関係がない**ため、死亡保険金が支払われます。

解説

加入する際には、正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知した場合、該当の加入者について解除となり、死亡保険金は支払われません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金が支払われます。

